

常時使用する労働者とは？

労働安全衛生法では、使用する労働者が常時50人以上の場合、すべての業種で衛生管理者及び産業医の選任義務があります。

使用者は、所轄労働基準監督署へ「選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任」し、「選任報告書を遅滞なく」提出しなければなりません。

この労働者数というのは、事業場ごとの人数です。法人全体で100人いても、事業場が5箇所に分散され、各々20人であれば、選任義務は生じません。

労働安全衛生法は、労働基準法の一部を成していますので、法人全体という考え方はせず、事業場ごとに考えます。所在地が異なれば事業場は別になります。多店舗展開し、一店舗あたりの従業員数が少ないような企業では、法人全体として何百人いようが対象になりません。

さて、労働安全衛生法でい

う「常時とは？」どのようなことをいうのでしょうか。

昭和47年9月18日の基発602号のⅡ施行令関係2第二条関係(1)で次のように記されています。

「日雇労働者、パートタイマー等の臨時労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数」

つまり、アルバイトやパートタイマーを含めた数になります。雇用保険加入者の人数でも、社会保険加入者の人数でもありません。

さて、労働安全衛生法では年に1回の定期健康診断を義務づけています。健康診断の対象者になるのは、「常時使用する労働者」です。上の例でいえば、アルバイトを含めた労働者になります。この考え方では、ほぼすべての労働者が対象になります。

しかし、実際には平成19年10月1日基発1001016号では次のような範囲になっていま

す。

パート等短時間労働者は次の①と②のいずれも満たしたとき対象になる、としています。

①期間の定めのない契約により使用される者であること（期間の定めがあっても更新により1年以上使用が予定されている者、及び更新により1年以上使用されている者）

②1週間の労働時間数が、当該事業において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であること

これをみると、極端に短い期間の契約を前提にしていないう限り、ほぼ社会保険に加入すべき労働者ということになります。

尚、常時使用する労働者が50人以上の事業場は、「定期健康診断結果報告書」も提出しなくてはなりません。事業場ごとなので、支店・営業所、店舗単位になります。